

## 全国科学館連携協議会会費規則の改定について

全国科学館連携協議会会費規則 改訂 新旧対照表

新	旧
<p>1 規約第4条第2項の規定による会費を次のように定める。</p> <p>会費 正会員 一万円 協力会員 一万円 協賛会員 徴収しない</p> <p>2 規約第4条第3項(3)の協賛会員を次のように定める。</p> <p>協賛金として、金銭又は給付する物品等を二十万円相当以上負担するものとし、会長が決定する。</p>	<p>規約第4条第2項の規定による会費を次のように定める。</p> <p>1 会費 正会員 一万円 協力会員 一万円 協賛会員 徴収しない</p>

## 1. 現状

連携協の会員は規約第4条に以下の通り定めてある。

(会員)

第4条 連携協議会の会員は第2条の目的に賛同する科学関連施設等をもって構成する。

2 会員は別に定める会費を負担するものとする。

3 会員は正会員、協力会員、協賛会員とする。

(1) 正会員 連携協議会の目的に賛同し活動する科学館等の施設

(2) 協力会員 連携協議会の事業に協力する団体

(3) 協賛会員 連携協議会の事業に協賛する団体

連携協の運営は、会員からの会費収入のほか、近年では協賛企業からの協賛金（白川英樹博士特別実験教室全国展開事業、ワークショップ「自動運転で動く車のしくみ」全国展開事業）で事業が運営されている。

外部資金を活用し連携協事業のさらなる活性化に資するため、会員区分における特典等の見直しを行い、規則を改定する。

## 2. 規則改定にあたっての方向性

- 恒常的な会費収入の増加・安定化による連携協事業の活発化に資すること
- 正会員にメリットがある形であること

- 協力会員、協賛会員においては、企業等から連携協事業への支援・協力が得られるような明確な特典が付与できること

### 3. 会員区分と協賛特典

#### (1) 区分（変更なし）

正会員、協力会員、協賛会員

#### (2) 協賛特典（見直し）

- 連携協事業に対し、20万円以上の協賛者（物品協賛については金額換算する）については、連携協HPにバナーを掲載する。（新規）
- 協賛内容を総会資料に記載し、全加盟館へお知らせするとともに、総会への参加を認める。
- 協賛事業実施時に企業パンフレット等（販促にならないもの）の配布を認める。

(会員区分)

※が新規追加項目

	正会員	協力会員	協賛会員	備考	
会費納入	10,000円	10,000円	無	会費規則に記載	
総会議決権	有	有	有	会費規則に記載	
金銭・物品提供			200,000円~※	※ 物品協賛については金額換算	
特典	巡回展	優先借用	借用	借用	
	連携協HP	加盟館情報に掲載	加盟館情報に掲載	加盟館情報に掲載 ロゴバナーの掲載※	※ H30~新規
	メール受信	ML受信	ML受信	ML受信	
	加盟館への告知メール 配信	有	有	有※	※ 販促に直接つながらないもの
	総会・ブロック会議	参加	参加	参加 総会での発表/資料掲載 企業資料配布※	※ 販促に直接つながらないもの
	国内・海外研修	優先参加	参加	参加	
入会について	要申請書提出	要申請書提出	任意※	※ 入会を促進	
会員の有効期限	規約第12条の会計年度に則るものとする				

該当事例：			マブチモーター、 (以下、今年度打診) BMW、旭化成、住友化学、クレハ	
-------	--	--	--	--

(順不同、敬称略)